

No. 1351 (2026. 3.25)

世界各国における女性閣僚比率の動向

はじめに

I 世界各国における女性閣僚に関するデータ

- 1 女性閣僚比率
- 2 女性閣僚の担当分野

II 女性閣僚の増加・定着の要因

- 1 閣僚の任命を決定するプロセス
- 2 女性閣僚数の増加を促す要因
- 3 女性閣僚登用を定着させる要因

おわりに

キーワード：男女平等、ジェンダー、パリテ、クオータ制

- 世界の女性閣僚比率の現状として、国連女性機関が公表する 189 か国のデータを見ると、その平均は 22.9%である。また、OECD 加盟 38 か国の平均は 35.1%、G7 諸国の平均は 36.7%である（2025 年 1 月 1 日時点）。また世界の傾向として、女性閣僚の担当分野は、女性・ジェンダー平等、家族・子供問題などが多い。
- 近年の研究によれば、首脳の政治的意思や政党内外の女性登用推進に関する働きかけが、女性閣僚比率の増加に資するとされる。
- この研究によれば、女性閣僚の一定の人数・比率の登用が、異なる選任者によって 3 回繰り返された後は、その水準を下回る女性閣僚を選任することが困難となり、当該水準（「コンクリートの床」）が定着するとされる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 はせがわ 長谷川 ちかこ 周子

はじめに

世界の女性閣僚比率は長期的に見て増加傾向にあり、男女同数又はそれに近い「ジェンダー・パリティ内閣 (gender parity cabinets)」¹の誕生や、女性が閣内の高位ポストに就く例が散見されるようになった²。逆に、閣僚に女性が少ない場合に、選任者である大統領又は首相 (以下「首脳」という。) が批判されることも増えている³。

本稿では、国連女性機関 (UN Women) が公表する女性閣僚に関するデータ (2005～25 年における 13 回分)⁴等を整理するとともに、女性閣僚の増加・定着の要因に関する 1 つの理論モデルを紹介する。なお、議員数等に比べ内閣は少人数で構成されること、内閣の構成は政権交代等の影響を大きく受けることから⁵、比率の変動の幅が大きいことに留意されたい。

I 世界各国における女性閣僚に関するデータ

本章で紹介する、国連女性機関が公表する女性閣僚比率の統計における「閣僚」の定義は、2005～21 年は「副首相 (deputy heads of government) 及び大臣 (首脳が閣僚を兼任している場合は首脳を含む。なお、副大統領は含まない。)」であり、2023～25 年は「省庁の長を務める大臣」である⁶。

1 女性閣僚比率

(1) 世界各国

国連女性機関が公表する 189 か国のデータによれば、世界の女性閣僚比率の平均は 22.9% (2025 年 1 月 1 日時点) である⁷。地域別に見ると、比率が高い順に、欧州及び北アメリカ (31.4%)、ラテンアメリカ・カリブ海地域 (30.4%)、サブサハラ・アフリカ (23.9%)、オセアニア (17.6%)、西アジア・北アフリカ (14.2%)、東・東南アジア (13.7%)、中央・南アジア (9.0%) となっている⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 2 月 24 日である。

¹ 「閣僚の 50% (閣僚数が奇数の場合はプラスマイナス 1 人) を女性が占める内閣」と定義されている (Karen Beckwith, “CHAPTER 7 Feminist Approaches To The Study Of Political Executives,” Rudy B. Andrew et al., eds., *The Oxford Handbook Of Political Executives*, Oxford: Oxford University Press, 2020, p.136.)。

² Mona Lena Krook and Diana Z. O’Brien, “All the President’s Men? The Appointment of Female Cabinet Ministers Worldwide,” *Journal of Politics*, 74(3), 2012.7, p.840.

³ *ibid.*, p.840.

⁴ IPU and UN Women, “Women in Politics,” 2005, 2008, 2010, 2012, 2014, 2015, 2017, 2019, 2020, 2021, 2023, 2025; UN Women, “Women Political Leaders 2024.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-06/Poster-Women-political-leaders-2024-en.pdf>>

⁵ Claire Annesley et al., *Cabinets, Ministers, and Gender*, New York: Oxford University Press, 2019, p.11.

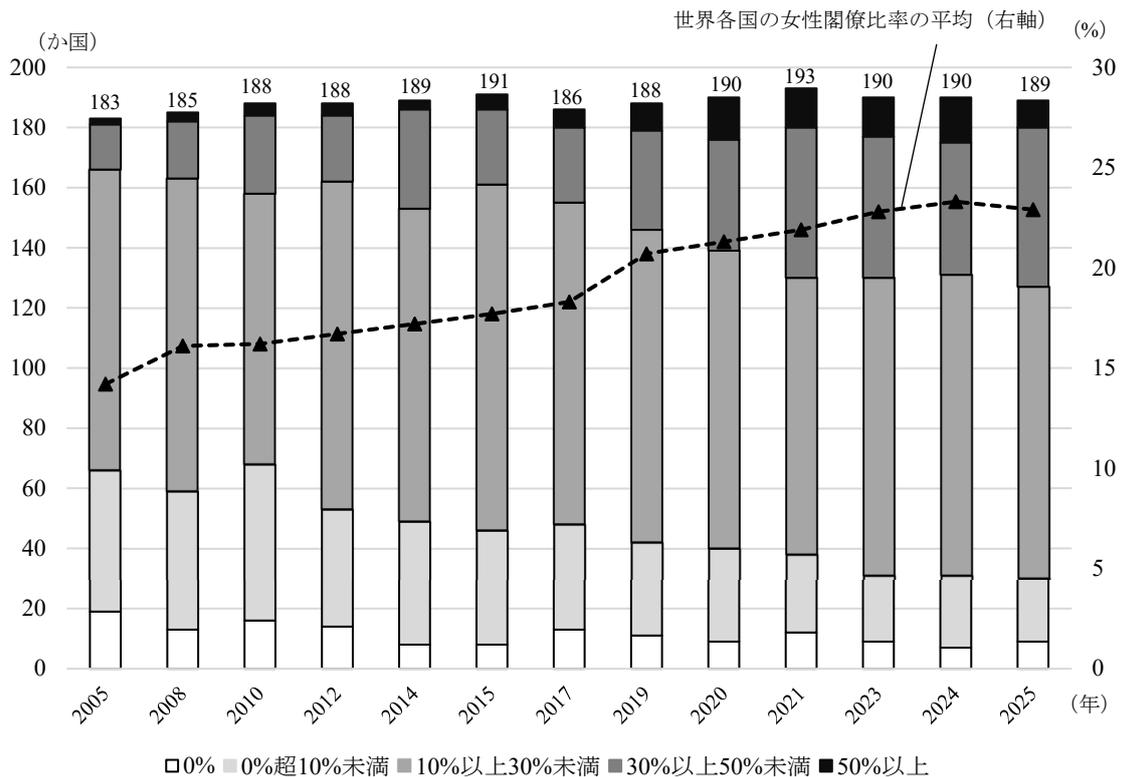
⁶ これに伴い、女性閣僚比率の統計の名称も変更されている (2005～21 年は、“Women in Ministerial positions”、2023～25 年は、“Women Cabinet Ministers (women Cabinet members who head Ministries)”)。

⁷ IPU and UN Women, “Women in Politics 2025.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2025-03/women-in-politics-2025-en.pdf>> なお、2024 年及び 2025 年の日本の数値は内閣の構成員を指し、主要政策分野の策定及び実施を主導する省庁及び省庁相当機関の長を含む。 *ibid.*; UN Women, *op.cit.*(4)

⁸ UN Women, “Women Political Leaders 2025.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2025-06/poster-women-political-leaders-2025-en.pdf>>

女性閣僚比率の推移に着目すると、2005年は14.2%であったことから⁹、この20年間に8.7ポイント増加している¹⁰。女性閣僚比率が「0%」、「0%超10%未満」、「10%以上30%未満」、「30%以上50%未満」、「50%以上」の国・地域の数の推移を示すと図1のとおりである。2005年と2025年と比較すると、女性閣僚比率が30%以上の国の数は17から62に増加し、そのうち50%以上の国の数は2から9に増加している¹¹。10%以上30%未満の国の数は、いずれも約100で、横ばいとなっている。10%未満の国は66から30に減少し、そのうち0%の国も19から9に減少している。

図1 世界各国の女性閣僚比率の推移（2005～25年）



(凡例) いずれも各年1月1日時点の値。2008、2010及び2021年は、日本が国家承認していない北朝鮮を含む。
 (出典) IPU and UN Women, “Women in Politics,” 2005, 2008, 2010, 2012, 2014, 2015, 2017, 2019, 2020, 2021, 2023, 2025; UN Women, “Women Political Leaders 2024.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-06/Poster-Women-political-leaders-2024-en.pdf>> 等を基に筆者作成。

このように、女性閣僚比率は長期的には増加傾向にあると言えるが、このまま推移すると、閣僚レベルでの男女同数が達成されるのは2077年になるという予測もある¹²。

⁹ “In 2020, world “cannot afford” so few women in power,” 2020.3.10. Inter-Parliamentary Union website <<https://www.ipu.org/news/press-releases/2020-03/in-2020-world-cannot-afford-so-few-women-in-power>> なお、本章の冒頭に記したように、2005年と2025年では「閣僚」の定義が異なる。

¹⁰ 更に歴史を遡れば、1966年時点の世界の女性閣僚比率の平均は1%にすぎなかった (Jacob Nyrup et al., “Consolidating Progress: The Selection of Female Ministers in Autocracies and Democracies,” *American Political Science Review*, 118(2), 2024.5, p.724.)。

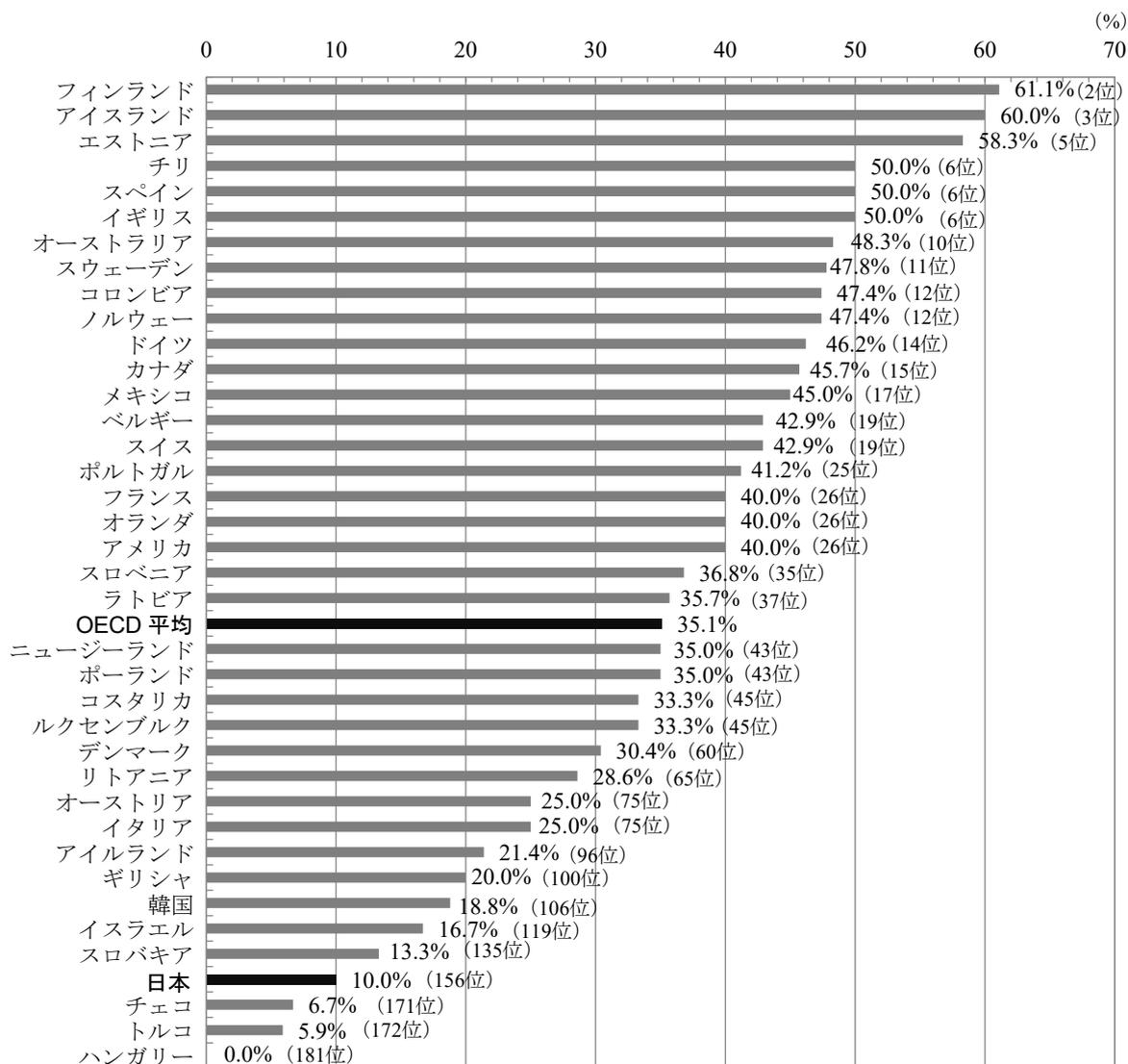
¹¹ 2005年における2か国とは、スウェーデン (52.4%) 及びスペイン (50.0%)。2025年における9か国とは、ニカラグア (64.3%)、フィンランド (61.1%)、アイスランド及びリヒテンシュタイン (60.0%)、エストニア (58.3%)、アンドラ、チリ、スペイン及びイギリス (50.0%) であり、多くの地域に分布している。

¹² UN. Secretary-General, “Women’s full and effective participation and decision-making in public life, as well as the

(2) OECD 加盟国

先進国の女性閣僚比率の現状として、OECD 加盟 38 か国の 2025 年 1 月 1 日時点のデータを見ると図 2 のとおりであり、平均は 35.1%である。同日時点で、日本 (10.0%) の順位は OECD 加盟 38 か国のうち 35 位、世界 189 か国のうち 156 位となっている。

図 2 OECD 加盟国の女性閣僚比率 (2025 年 1 月 1 日時点)



(凡例) 比率の右側に示した順位は世界 189 か国における順位。

(出典) IPU and UN Women, “Women in Politics 2025.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2025-03/women-in-politics-2025-en.pdf>> を基に筆者作成。

elimination of violence, for achieving gender equality and the empowerment of all women and girls: report of the Secretary-General,” 2020.12.21, p.4. <<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n20/377/81/pdf/n2037781.pdf>> なお、国連経済社会理事会 (Economic and Social Council: ECOSOC) が 1990 年、「政府、政党、労働組合、専門職及びその他の代表団体に就く女性の割合を、1995 年までに少なくとも 30%、2000 年までに男女同数を達成することを目指すなければならない」ことを決議していた (“Chapter XIII Women,” Elizabeth K. Flynn-Connors, ed., *YEARBOOK OF THE UNITED NATIONS* 1990, p.776. <<https://digitallibrary.un.org/record/422572/files/626080-EN.pdf>>)。この目標は、1995 年の第 4 回世界女性会議で採択された行動綱領でも言及された (“第 IV 章 戦略目標及び行動” 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-G.html>)。

(3) G7 諸国

G7 諸国の女性閣僚比率について、2005～25 年の期間における 13 回分のデータを整理すると表 1 のとおりであり、2025 年の平均は 36.7% である。2005 年は 21.5% であったことから、この 20 年間に 15.2 ポイント増加している。

表 1 G7 諸国における女性閣僚比率の推移 (2005～25 年)

(単位：%)

国\年	2005	2008	2010	2012	2014	2015	2017	2019	2020	2021	2023	2024	2025	平均
フランス	17.6	46.7	26.3	20.8	48.6	50.0	52.9	50.0	52.9	50.0	35.3	47.1	40.0	41.4
ドイツ	46.2	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	40.0	40.0	40.0	50.0	46.7	46.2	39.1
カナダ	23.1	16.0	29.7	26.9	32.0	30.8	51.7	50.0	50.0	51.4	48.6	44.1	45.7	38.5
アメリカ	14.3	23.8	33.3	27.3	31.8	26.1	—	21.7	17.4	46.2	33.3	33.3	40.0	29.0
イギリス	28.6	22.7	22.6	17.2	15.6	22.7	30.8	21.7	30.4	23.8	33.3	33.3	50.0	27.1
イタリア	8.3	24.0	21.7	16.7	30.0	43.8	27.8	27.8	33.3	36.4	26.7	25.0	25.0	26.7
日本	12.5	11.8	11.8	11.8	11.1	22.2	15.8	5.3	15.8	10.0	8.3	25.0	10.0	13.2
各国平均	21.5	25.5	25.5	22.0	28.9	32.7	35.4	30.9	34.3	36.8	33.6	36.4	36.7	30.8

(凡例) いずれも各年 1 月 1 日時点の値。アメリカの 2017 年は、欠損値。表の順序は、2005～25 年の期間における 13 回分の女性閣僚比率の平均が高い順。13 回 (アメリカは 12 回) の調査時点の平均であり、20 年間の平均ではない。

(出典) IPU and UN Women, “Women in Politics,” 2005, 2008, 2010, 2012, 2014, 2015, 2017, 2019, 2020, 2021, 2023, 2025; UN Women, “Women Political Leaders 2024.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-06/Poster-Women-political-leaders-2024-en.pdf>> を基に筆者作成。

2 女性閣僚の担当分野

女性閣僚に関する「比率」以外の論点としては、「担当分野」が挙げられる。2025 年に国連女性機関が公表したデータによれば、世界 189 か国において女性が閣僚を務める割合が高い分野の上位 5 ポストは、「女性・ジェンダー平等」、「家族・子供問題」、「社会的包摂・開発」、「社会問題 (一般)」、「社会的保護・社会保障」に関するものとなっている (表 2)¹³。この傾向は 2005 年から変わらず、外交、金融・財政問題、内務、防衛などの分野の閣僚は、男性が任命される割合が高い¹⁴。

ある研究によれば、女性閣僚は歴史的に「低位かつ女性的であるポスト」に就く傾向にあるとされる¹⁵。しかし、例えば防衛大臣に女性を任命したことのある国の数は年々増加しており¹⁶、そうした傾向には変化の兆しが見えているとも指摘されている¹⁷。

日本の女性大臣について調査した研究によれば、2020 年までに女性が最も多く任命されたのは法務大臣であり、全く女性が任命されていなかったのは大蔵 (財務) 大臣、農林水産大臣、旧労働大臣及び旧運輸大臣であった¹⁸。

¹³ IPU and UN Women, *op.cit.*(7)

¹⁴ “Political leadership roles in 2025: Men continue to dominate,” 2025.3.11. UN Women website <<https://www.unwomen.org/en/news-stories/press-release/2025/03/political-leadership-roles-in-2025-men-continue-to-dominate>>

¹⁵ Krook and O’Brien, *op.cit.*(2), p.840. この研究によれば、閣僚の「地位」については、知名度や政策に対する影響力の観点から、「高位 (high-prestige)」（防衛、財務、外務、内務等）、「中位 (medium-prestige)」（農業、教育、運輸等）、「低位 (low-prestige)」（文化、スポーツ、観光等）、閣僚の「性別」については、公私の性質、男女の役割に関する伝統的な見解の観点から、「男性的 (masculine)」（農業、防衛、財務、外務、労働等）、「中性的 (Neutral)」（交通、住宅、司法、観光等）、「女性的 (feminine)」（子供、教育、保健、女性問題等）とラベリングされている (*ibid.*, pp.844-845.)。

¹⁶ 1990 年代には 5 か国であったのが、2012 年までに、中東を除く全ての地域の 41 か国で 56 人の女性が防衛大臣に任命された (Tiffany D. Barnes and Diana Z. O’Brien, “Defending the Realm: The Appointment of Female Defense Ministers Worldwide,” *American Journal of Political Science*, 62(2), 2018.4, pp.355, 357.)。

¹⁷ Krook and O’Brien, *op.cit.*(2), p.840.

¹⁸ 岩本美砂子「日本における女性大臣」『三重大学法経論叢』38 巻 2 号, 2021.3, pp.19-21. <<https://mie-u.repo.nii.ac.jp/record/14338/files/2021BH0023.pdf>>

表2 世界各国の女性閣僚の担当分野のランキング（2025年1月1日時点）

順位	担当分野	担当大臣数（人） ^(注)	うち女性大臣数（人）	割合（%）
1	女性・ジェンダー平等	83	72	86.7
2	家族・子供問題	77	55	71.4
3	社会的包摂・開発	72	40	55.6
4	社会問題（一般）	53	23	43.4
5	社会的保護・社会保障	159	67	42.1
6	人権（一般）	44	17	38.6
7	文化	178	63	35.4
8	教育	258	79	30.6
9	観光	131	40	30.5
10	先住民・マイノリティー問題	23	7	30.4
11	労働問題	185	55	29.7
12	若者	125	36	28.8
13	環境	199	56	28.1
14	行政	105	29	27.6
15	研究・科学・イノベーション・技術	156	43	27.6
16	健康	187	51	27.3
17	スポーツ・保養	145	39	26.9
18	市民その他統治問題	206	47	22.8
19	執行問題	32	7	21.9
20	議会問題	29	6	20.7
21	経済問題（一般）	241	46	19.1
22	法務	184	34	18.5
23	通信・情報・メディア	164	30	18.3
24	外交	230	41	17.8
25	産業・商業・貿易	229	39	17.0
26	地方政府問題	103	17	16.5
27	住宅・インフラ問題	297	49	16.5
28	金融・財政問題	213	35	16.4
29	農業・食糧・森林・水産・狩猟	270	37	13.7
30	内務	219	29	13.2
31	防衛	162	21	13.0
32	交通	187	24	12.8
33	エネルギー・天然資源燃料	226	28	12.4
34	宗教問題	43	1	2.3

(注) 1つの分野を複数の閣僚が担当する場合もあるため、調査対象国の数189を超える担当分野も存在する。割合について、小数第2位を四捨五入している。

(出典) IPU and UN Women, “Women in Politics 2025.” <<https://www.unwomen.org/sites/default/files/2025-03/women-in-politics-2025-en.pdf>> を基に筆者作成。

II 女性閣僚の増加・定着の要因

I章では、世界の女性閣僚比率が長期的に見て増加傾向にあることをデータを基に確認した。それでは、女性閣僚数が増加する要因は何なのであろうか。この点については、閣僚ポストの供給元になる女性議員が増えることが要因となるとの指摘が多く見られるところである¹⁹。こ

¹⁹ 女性閣僚の比率に担当分野を考慮した結果をジェンダー・パワー・スコアとして数値化した研究（Krook and O’Brien, *op.cit.*(2) 117 各国の非権威主義政権を対象としている。）によれば、政治体制や男女平等についての社会規範よりも、入閣し得る女性の数という供給と政治エリート側の女性に対する需要の複合的な結果が同スコアの大小を有意に説明するとする。すなわち、議員選挙へのクォータ制の導入等の政治的戦略が女性エリートの供給を増やし、閣僚ポストへの女性のアクセスを促進するとする（*ibid.*, pp.843-844, 846-848, 853.）。また、先進工業国

れに対して、閣僚の任命を決定するプロセスに焦点を当てた近年の研究もある²⁰。本章では、この研究で示された考察から、理論モデルを抽出して紹介する。

1 閣僚の任命を決定するプロセス

閣僚の任命を決定するのは、①選任者（大統領、首相、選任に関わるアクター）に関係する閣僚の「選任ルール」と②誰が閣僚に選ばれるかに関する「入閣基準」という制度・政党レベルのルールが相互に作用した結果である²¹。これらのルールの多くは、非公式なものである²²。

(1) 「選任ルール」の内容

第1に、選任者に「権限を与える」ものとして、例えば、首脳による閣僚任命権を明記した憲法上の規定²³、慣例、選任者への自薦・他薦等のロビー活動及び他のアクターの介入を禁止する慣行などがある²⁴。

第2に、選任者を「制約する」ものとして、議会による閣僚任命の拒否権²⁵、連立政権という政治構造、閣僚の選出権限が党にある制度、政党幹部との協議・調整の慣行などがある²⁶。

また、これらのルールのほかに、党首選や総選挙の結果等の政治的背景や、議院内閣制における党首の権限の強弱や罷免のリスク等の制度的背景が、選任権限を拡大したり制約したりする場合もある²⁷。

(2) 「入閣基準」の内容

第1に、①政治的経験、②政策的専門知識、③学歴という「経験基準」²⁸、第2に、①選任者との個人的な友人関係、②選任者の個人的な政治的・政党ネットワークの一員であること、③選任者への政治的奉仕や選挙運動支援、④出身校を通じた個人的なつながり、⑤政党内の競争相手又はライバル関係という「所属基準」²⁹、第3に、①政党内の派閥又は連立政権における政党間のバランス、②地域間のバランス、③人種、民族、言語、宗教、性別等の社会的バランスという「代表基準」³⁰の3つの基準から成る³¹。

を対象とした他の研究でも、政党によるクォータ制の導入が、女性閣僚増加の効果的手段になると指摘している (Silvia Claveria, "Still a 'Male Business'? Explaining Women's Presence in Executive Office," *West European Politics*, 37(5), 2014, p.1172.)。

²⁰ Annesley et al., *op.cit.*(5) 7つの民主主義国家 (米・英・独・加・豪・スペイン・チリ) において (最初の女性閣僚が誕生してから2016年までの) 総選挙 (アメリカは大統領選挙) 後に発足した最初の内閣のみを対象にしており、内閣改造後の内閣、議院内閣制の国における総選挙を経ない党首交代後に発足した内閣は含んでいない (*ibid.*, pp.10, 12-13.)。また、首相は、閣僚数に含めない (*ibid.*, p.13.)。

²¹ *ibid.*, pp.17-18, 37. 政治システム、政党のイデオロギー等よりも入閣基準や選任ルールの方が影響が大きいとされる (*ibid.*, pp.19, 47-49, 250.)。

²² *ibid.*, pp.19, 59.

²³ ただし、例えばドイツでは、憲法上首相に閣僚任命権があるが (ドイツ基本法第64条)、実際は、連立交渉や党内協議といった非公式ルールが強い拘束力を持つ (*ibid.*, pp.85-88.)。

²⁴ *ibid.*, pp.64-68.

²⁵ ただし、例えばアメリカでは、議会 (上院) による任命承認という制約が存在するが、実際には大統領の任命が尊重されるといふ非公式な慣行がある (*ibid.*, pp.79, 87-88.)。

²⁶ *ibid.*, pp.68-73.

²⁷ *ibid.*, pp.61-63, 67-68.

²⁸ *ibid.*, p.111.

²⁹ *ibid.*, p.137.

³⁰ *ibid.*, p.156.

³¹ *ibid.*, p.96. 入閣に関する要件としては、①閣僚は議員 (又は下院議員) に限定されるか非議員 (地方政府・政党組

2 女性閣僚数の増加を促す要因

1 で見たルールの曖昧さは選任者の裁量を大きくしており³²、従来、「所属基準」による男性の登用が、「経験基準」によるものとして言い換えられてきた³³。

しかし、従来慣行から逸脱した選任者がその裁量を行使し、性別のバランスという「代表基準」を考慮した閣僚の任命を行うことで、女性閣僚数が増加した³⁴。その契機としては、首脳の政治的意思³⁵や政党内外の女性登用推進に関する働きかけによって、例えば、首脳が国政選挙の際に男女同数内閣又は女性閣僚増の公約を掲げること等がある³⁶。

3 女性閣僚登用を定着させる要因

2 によって女性閣僚が増加し、後続の選任者によっても女性閣僚登用が持続的に行われるようになる「定着」の要因については、「コンクリートの床 (concrete floor)」という概念を用いて説明する。すなわち、女性閣僚の登用がある水準に達した後は、その水準を下回る女性閣僚を選任することが困難となる。この水準の下限を「コンクリートの床」と呼ぶ³⁷。

コンクリートの床の形成には、①「開始」（ある選任者が、一定の人数・比率の女性を閣僚に任命）、②「確認」（次の選任者が、同水準以上の女性を任命）、③「維持」（3人目の選任者が、同水準以上の女性を任命）の3段階を要する。①～③は、それぞれ選挙後に発足した異なる選任者によって達成されることが求められる³⁸。3段階を経てコンクリートの床（特定の下限値）が形成されると、後続の選任者がこれを下回る任命を行うことはない³⁹。

コンクリートの床には、クォータ制のような公式ルールと同程度に効果があり⁴⁰、仮に破壊された場合でも、コンクリートの床が修復不可能な状態になるのは、その破壊についてメディアが沈黙し、統治される側がこれに同意し、選任者によって直ちに是正されない場合のみである⁴¹。女性が権力のある地位に就くことを妨げてきたいわゆる「ガラスの天井 (glass ceiling)」が見えない障壁であるのに対し、「コンクリートの床」は首脳にとって可視的である⁴²。

織・民間)からの登用があるか、②議員との兼職禁止か否か、③政権与党の党員に限定されるか野党や無所属も含むか等もあり、これを満たす個人の中から、入閣を決定する (*ibid.*, pp.99-106.)。

³² *ibid.*, pp.19, 249.

³³ *ibid.*, pp.223, 234-235, 249-250.

³⁴ *ibid.*, pp.236, 247-248, 250-252, 274.

³⁵ 首脳の意味として、選挙戦略的配慮などもある。 *ibid.*, p.276.

³⁶ *ibid.*, pp.169, 237, 274-276.

³⁷ *ibid.*, pp.2-3, 12, 252-255. 「閣僚チームが正統性を有すると認識されるための、閣僚に占める女性の最低人数又は割合」と定義される (*ibid.*, p.252.)。

³⁸ *ibid.*, p.253. ①～③が異なる政党によって達成されることは求められない。

³⁹ スウェーデン及びフランスの内閣について、「男女同数」のコンクリートの床が形成されたことと評価されている。 *ibid.*, p.278.

⁴⁰ *ibid.*, pp.274-275.

⁴¹ *ibid.*, p.254.

⁴² Susan Franceschet and Karen Beckwith, “What Spain’s majority-female cabinet says about the future of gender-equal governments,” 2018.7.17. World Economic Forum website <<https://www.weforum.org/stories/2018/07/spain-s-majority-female-cabinet-embodies-women-s-global-rise-to-power/>>

おわりに

I章では、世界各国における女性閣僚比率の推移及びその担当分野の特徴、II章では、女性閣僚の増加・定着の要因に関する1つの理論モデルを紹介した。

本稿では取り上げなかった内閣改造での変化、女性閣僚の就任後のキャリアパス、日本における副大臣・大臣政務官に相当する下級大臣等の女性比率の動向にも注目する必要があるであろう。今後の世界各国の推移及び取組、研究の動向が注目される。